

ID: 367

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例 第10条		
例 規 番 号	昭和46年条例第1号		
【根拠条文】 (負担金の徴収猶予) 第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、負担金の徴収を猶予することができる。 (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。 (2) 受益者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日